

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月29日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第23号

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

第1条 京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条第3項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

第7条第1項後段中「の各号」を削る。

第11条の2第2項中「当たっては、」の右に「個人情報の保護に関する法律及び」を加える。

第37条第1項中「書類を」の右に「入学しようとする総合支援学校の」を加える。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第20条関係）

第
号

卒
業
証
書

校
印

氏

年
月
日
生

名

右は本校の全課程を修了したことを証する

年
月
日

京都市立
総合支援学校長
氏名
印

第2条 京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「の総合支援学校」の右に「及びその分校」を加える。

第35条第3項中「京都市立北総合支援学校」の右に「及びその分校」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

別表第1京都市立北総合支援学校の項の次に次の1項を加える。

京都市立北総合支援学校中央分校	小学部		6年	(1) 心身の障害が学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害者及び肢体不自由者 (2) 保護者が京都市立北総合支援学校中央分校の通学区域内に住所を有する者
	中学部		3年	
	高等部	普通科	3年	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 入学願書の提出その他京都市立北総合支援学校中央分校に入学するために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

(転入学に係る手続の特例)

3 第2条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において京都市立東総合支援学校高等部に在学している生徒（卒業を認定された者を除く。）であって、施行日において第2条の規定による改正後の京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則別表第1に掲げる京都市立北総合支援学校中央分校の入学資格を満たすこととなるものが同日において同校高等部に転入学しようとする場合については、第1条の規定による改正後の京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則第37条及び第40条の規定は、適用しない。この場合において、京都市立北総合支援学校の校長は、教育委員会の行う入学指導の措置に基づき、当該転入学に係る決定を行うものとする。

(教育委員会事務局指導部総合育成支援課)